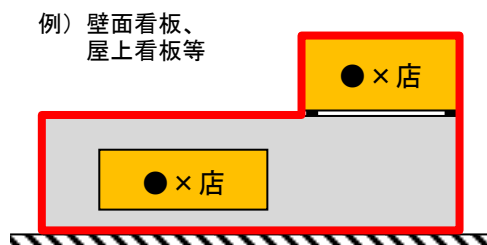


景観計画区域における建築物の色彩に係る行為の制限 (運用基準)

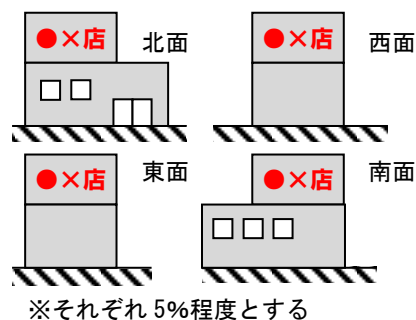
● 建築物に付帯する工作物等 ●

建築物に付帯する工作物、看板等については、建築物と一体のものとなし、建築物の壁面の一部として取り扱うこととします。



● 彩度の高い色を使用する場合 ●

彩度の高い色をアクセント的に使用する場合、外部から見える壁面（以下、壁面）ごとに、それぞれ見付面積の5%程度までを可とします。



● 屋根面に彩度の高い色を使用する場合 ●

屋根・屋上側の面（以下、屋根面）に彩度の高い色を使用する場合は、これの全ての壁面側の見付面積と、全ての壁面において使用する彩度の高い色の見付面積の合計が、全ての壁面の見付面積の5%程度までを可とします。

ただし、地形等により屋根面が容易に展望でき、周囲の景観に与える影響が大きいと判断する場合はこの限りではありません。

「中津川市景観計画運用基準」より